

平成 2 9 年 度 事 業 計 画

社 会 福 祉 法 人 淳 風 会

本 部

## 〔1〕法人運営方針

### I、淳風とよなか地域密着型特養開設に向けた基本方針確立と啓蒙

- ・ 域密着型特養開設の目的の一つに社会貢献・地域貢献がある。  
新設の地域交流スペース活用は必至のテーマであるが、加えて社会福祉事業全般に求められる需要と支援の多様化に対応できる取り組みを行う。  
具体的には淳風とよなか「中期計画案」にて説明する。

### II、地域貢献に向けた取り組みの可視化

- ・ Iにおいて取り組む計画と事例を、法人内外の多くの方々に伝えていくことが地域貢献事業の啓蒙と進捗に繋がる重要な要素であると捉え、実行する。  
具体策について法人本部より説明する。

### III、文書管理・記録管理・契約管理に重点を置いた法人業務改善

- ・ 文書や記録・契約書の重要性については言うまでもないが、時間の経過とともに担当者の異動、文書管理手法の未熟によって種々の問題が噴出した。  
今年度はこれを最重要課題として法人全体が改善に取り組む。  
その為の人材確保と人材活用法についても早急に検討し、実行に移す。

### IV、常態化した人手不足に向けた取り組みの加速

- ・ 人材確保への取り組みについてはこの数年間、海外の人材導入も含めた具体策を模索してきた。取り組みの詳細について法人本部より説明する。

## 〔2〕本部運営方針

法人運営方針の具現化と共に、各施設・各事業所の事業運営のバックアップを行なう。

### I、地域における公益的な取り組み

- ・改正社会福祉法には、社会福祉法人としての地域における公益的な取り組みが責務であると明記された。当法人においても定款に明記し取り組む。地域における公益的な取り組みが所謂、地域貢献と位置づけており、昨年度まで各施設で取り組んでいる、子育てサロン、買物弱者に対する支援などを平成29年度も継続する。平成30年6月開設予定の（仮称）地域密着型特別養護老人ホーム淳風とよなかにおいては、高齢者に留まらず、支援対象者を子どもや障がい者に広げる、様々な取り組みを予定している。これらを参考にし、既存施設においても新しい取り組みを検討する。法人全体としては、公的制度でカバー出来ていない方を対象に、通所介護、小規模多機能ホームの食事代軽減を法人独自の低所得者支援として行なう。

### II、内部監査の更なる強化

- ・平成28年度では、各事業の横断会議にて、内部監査の改善に取り組んだ。前年度までの仕組みに比べ、進化する事が出来、一定の成果はあった。しかし、まだ検討出来る部分もあり、平成29年度は更なる改善を行い、より優れた仕組み作りを目指す。

### III、人材の確保

- ・平成28年度は慢性的な人材確保の困難に直面した。その結果、一から採用活動を見直すきっかけとなり、様々な情報収集を行うことにより、採用活動方法の道筋が出来た。平成29年度はこれらを実際に実行していく。
- ・2月ようやく完成した淳風会採用サイトを平成29年度は本格的稼働させる。以前から利用している介護求人ナビと淳風会採用サイトは本部で管理していることから、相乗効果が出るような仕掛けを行う。また、両サイトが多くの方の目にしてもらえるように、SNSなどを活用し拡散する仕掛けを行なう。
- ・新卒の確保については、（仮称）地域密着型特別養護老人ホーム淳風とよなかの開設を考える時、例年にはない多くの新卒の確保が求められる。その為にもしっかりと採用活動費を確保し、社協主催の就職フェアだけでなく、民間の就職フェアにも出展する。また、高校生や地方学生にも目を向け、社宅の整備など対策を講じて活動にあたる。学校訪問については、今までよりも訪問先の件数増、訪問回数増を行なう。また、学校の先生との接点作りも積

極的に行なう。

- ・外国人介護士受入についても、平成 28 年度で多くの情報を収集し、整理が出来、方向性を定めることが出来た。平成 29 年度は受け入れにあたり、必要な事柄を具体的に進めていく。

#### IV、人材の育成

- ・現在仮運用中の育成等級評価制度を平成 29 年度より本運用していく。  
仮運用中に様々な課題点などを各施設長、管理者と協議してきたが、今後も不具合が出た場合、都度協議し対処していく。

#### V、新規事業の後方支援

- ・(仮称) 地域密着型特別養護老人ホーム淳風とよなかが平成 30 年 6 月開設予定であり、職員の確保、入居者の確保等広報活動を中心に本部として、バックアップを行う。特に、人員が確保出来ない為に事業開始が遅れると言う事態は避けなければならない。

#### VI、復興支援

- ・淳風会では東北大震災直後より復興支援に取り組んでいる。また、平成 28 年度は熊本震災の復興支援にも取り組んだ。平成 29 年度においても、風化させることなく、募金活動等、継続した復興支援に取り組んでいく。

#### VII、経理及び給与関係業務について

昨年 4 月に社会福祉法人会計基準が省令化され事業運営の透明性と財務規律の強化がより求められる状況となり、経理職員としての役割がより重要となるため、次年度は以下の方針で業務を進めていく。

##### (1) 職員の資質向上について

- ・今年度は、経理職員の入退職もなく、引き続き自分の担当とする拠点の経理業務をこなしつつおおさかの担当がとよなかのフォローをする等、ある意味ではチームとして、経理業務を行う足がかりを作ることができた。しかしながら、経理職員の平均年齢が 57 歳と高く、不測の事態を考慮しすべての職員がどの持ち場もこなすべく、新たな配置転換も行いたい。

##### (2) 決算作業について、

- ・今会計年度分より、財務諸表の見直しと情報公開が義務化される。また、福祉充実残額の算出といった今までにない作業が要求されることから、既に情報収集を進めているところであるが、昨年と同じく 4 月中の決算確定を目標とし、常に前倒しで作業を進めて行いたい。

(3) 会計ソフトについて

- ・平成 24 度に入れ替えを行った会計ソフトの保守が次年度秋頃には終了となり次期システムを見直す状態であるが、現行のシステムを継承することを前提とし、業者と交渉を進めていきたい。  
また、減価償却については会計ソフトで運用することが望ましく、次期システムにはぜひ導入していきたいと考えている。

(4) 給与計算業務について

- ・本部の重要な業務として、次年度以降も法令改正や法人規程の改正に柔軟に対応すべく準備を進めていく。給与システムについても、新システム導入後 3 年目となり、今年度は総務課の変動データの自動取り込みを導入し、作業時間の大幅な削減を行うことができたことから、次年度は銀行の伝送システムとの連動を目標にさらなる作業の効率化を進めていきたい。

(5) 電子申請業務について

- ・平成 30 年から、非常勤職員を含む法人全職員が個人住民税の特別徴収の対象となることから現行の社会保険業務だけにとどまらず、市町村の行っている地方税ポータルサイトの導入も検討していきたい。